

統計学

第 106 号

論文

厚生労働省の生活扶助相当CPIをめぐる一考察

..... 上藤 一郎 (1)

研究ノート

1980・90年代の為替レートと日本の金融政策

— 長期制約VECモデルアプローチ —

..... 岡野 光洋 (17)

欧米諸国のビジネスレジスターの状況について

..... 菅 幹雄 (29)

本会記事

支部だより..... (38)

『統計学』投稿規程..... (42)

2014年3月

経済統計学会

創刊のこ と ば

社会科学の研究と社会的実践における統計の役割が大きくなるにしたがって、統計にかんする問題は一段と複雑になってきた。ところが統計学の現状は、その解決にかならずしも十分であるとはいえない。われわれは統計理論を社会科学の基礎のうえにおくことによって、この課題にこたえることができると考える。このためには、われわれの研究に社会諸科学の成果をとりいれ、さらに統計の実際と密接に結びつけることが必要であろう。

このような考えから、われわれは、一昨年来経済統計研究会をつくり、共同研究を進めてきた。そしてこれを一層発展させるために本誌を発刊する。

本誌は、会員の研究成果とともに、研究に必要な内外統計関係の資料を収めるが同時に会員の討論と研究の場である。われわれは、統計関係者および広く社会科学研究者の理解と協力をえて、本誌をさらによりよいものとするを望むものである。

1955年4月

経 済 統 計 研 究 会

経 済 統 計 学 会 会 則

第1条 本会は経済統計学会（JSES : Japan Society of Economic Statistics）という。

第2条 本会の目的は次のとおりである。

1. 社会科学に基礎をおいた統計理論の研究
2. 統計の批判的研究
3. すべての国々の統計学界との交流
4. 共同研究体制の確立

第3条 本会は第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 機関誌『統計学』の発刊
3. 講習会の開催、講師の派遣、パンフレットの発行等、統計知識の普及に関する事業
4. 学会賞の授与
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は第2条に掲げる目的に賛成した以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 院生会員
- (3) 団体会員
- 2 入会に際しては正会員2名の紹介を必要とし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 本会の会員は機関誌『統計学』等の配布を受け、本会が開催する研究大会等の学術会合に参加することができる。

- 2 前項にかかわらず、別に定める会員資格停止者については、それを適用しない。

第6条 本会に、理事若干名をおく。

- 2 理事から組織される理事会は、本会の運営にかかわる事項を審議・決定する。
- 3 全国会計を担当する全国会計担当理事1名をおく。
- 4 渉外を担当する渉外担当理事1名をおく。

第7条 本会に、本会を代表する会長1名をおく。

- 2 本会に、常任理事若干名をおく。
- 3 本会に、常任理事を代表する常任理事長を1名おく。
- 4 本会に、全国会計監査1名をおく。

第8条 本会に次の委員会をおく。各委員会に関する規程は別に定める。

1. 編集委員会
2. 全国プログラム委員会
3. 学会賞選考委員会
4. ホームページ管理運営委員会
5. 選挙管理委員会

第9条 本会は毎年研究大会および会員総会を開く。

第10条 本会の運営にかかわる重要事項の決定は、会員総会の承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度の起算日は、毎年4月1日とする。

- 2 機関誌の発行等に関する全国会計については、理事会が、全国会計監査の監査を受けて会員総会に報告し、その承認を受ける。

第12条 本会会則の改正、変更および財産の処分は、理事会の審議を経て会員総会の承認を受けなければならない。

付 則 1. 本会は、北海道、東北、関東、関西、九州に支部をおく。

2. 本会に研究部会を設置することができる。
3. 本会の事務所を東京都町田市相原4342法政大学日本統計研究所におく。

1953年10月9日（2010年9月16日一部改正[最新]）

欧米諸国のビジネスレジスターの状況について¹

菅 幹雄*

要旨

わが国では総務省統計局においてビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の整備が進められており、2013年秋からは経済センサス-活動調査のデータも収録されて本格的な運用が始まった。わが国のビジネスレジスターの設計においては、欧米諸国のそれが参考とされた。筆者（菅）は2010年から森博美（法政大学経済学部）と共同で欧米諸国のビジネスレジスターに関する研究を進めてきた。本報告は、行政記録情報、統計単位、プロファイリング、レジスター統計という四点に焦点を当てて、欧米諸国のビジネスレジスターの特徴を明らかにする。

1. はじめに

わが国では総務省統計局においてビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の整備が進められている。わが国のビジネスレジスターの設計においては、欧米諸国のそれが大いに参考とされた。筆者は2010年から森博美（法政大学経済学部）と共同で欧米諸国のビジネスレジスターに関する研究を進めてきた。これまでEUROSTAT（欧州統計局）、OECD（経済協力開発機構）及び10カ国（米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、フィンランド、韓国、オーストラリア）の統計局を訪問しインタビューを実施した。さらにフィンランド、カナダ、

英国、フランス、米国の統計局・センサス局員をわが国に招聘し、国際ワークショップを実施した。本稿は、それらの成果の一部を取りまとめたものである²。

ビジネスレジスターの基礎となるのは行政記録（administrative records）の情報である。行政記録情報は、行政上の必要性から記録されたものであり、統計のためではない。統計に活用するためには、行政記録を統計に合わせる作業が必要になる。例えば行政記録単位（legal unit、法的単位）と統計単位（statistical units）の対応関係を明らかにする必要がある。この作業は国際的にプロファイリング（profiling）と呼ばれ、具体的には企業組織構造

* 法政大学経済学部

Email: msuga@hosei.ac.jp

¹ 本稿の内容は科学研究費補助金、基盤研究(B)「政府統計データのアーカイブシステムの構造と機能に関する国際比較研究」（研究課題番号：22330070、研究代表者：森博美）及び科学研究費補助金、基盤研究(C)「ビジネスレジスターによる企業動態統計の開発」（研究課題番号：24530234、研究代表者：菅幹雄）の資金援助を受けて行われた研究の成果であり、かつ第57回経済統計学会全国研究大会（2013年9月13日）において報告した内容をまとめたものである。なお同大会では伊藤陽一氏、濱砂敬郎氏、作間逸夫氏から興味深いコメントを頂いた。ここに記して感謝申し上げます。また本稿についてコメントしていただいた匿名の2名の査読者にも感謝申し上げます。

² なおフィンランド統計局でのインタビューの内容については森（2012a）、フランス統計局（INSEE）でのインタビューについては森（2012b）が既に公表されている。

を把握する作業になる。

ビジネスレジスターには多目的性がある。本来の事業所の母集団名簿の提供という機能に加え、欠損値を補定するための情報の提供、さらにはビジネスレジスターそのものから統計を作成する（レジスター統計, register statistics）ことも行われている。本稿では、行政記録情報、統計単位、プロファイリング、レジスター統計という四点に焦点を当てて、欧米諸国のビジネスレジスターの特徴を明らかにする。

2. 行政記録情報

欧米諸国のビジネスレジスターの維持に用いられている行政記録情報の種類と品質は、国によって大きく異なっている。一番完成度が高いのはオランダであり、商工会議所（Chamber of Commerce）に記録されている登記情報だけで国内に関するビジネスレジスターが構築できる。登記情報とは言っても、日本とは異なり、財務諸表や事業所（local unit）に関する情報も収録している。

フランスも商業・法人登記（SIRENE, 「シレーヌ」）がビジネスレジスターと兼用になっている点は似ている。ただし、最近、行政用と統計用のビジネスレジスターが分離され、後者はSIRUS（「シリウス」）と呼ばれる

ことになった。分離された理由は、実際には活動中であった企業が、統計調査に何度も非回答であったために、SIRENE上で「廃業」とされた企業がフランス統計局（INSEE）を訴えたという事件が起きたためである。SIRENEとSIRUSは基本的には同じものであるが、後者は統計調査に非回答な企業を記録から抹消することができる。

北欧諸国ではさまざまな行政記録を縦横に結んでレジスターを構築している。すなわち個人・世帯、住宅、労働・教育、自動車、法人・企業・事業所の行政記録情報を接続したビジネスレジスターを構築している。そこでは各種の行政記録情報が、個人識別番号（Personal Identification Number, PIN）、法人・事業所識別番号、不動産・住居識別番号、所在地の所番地で接続されていることが分かる。さらにフィンランドでは建物の経度緯度に関する行政記録があり、それがビジネスレジスターに格納されている。このようなビジネスレジスターが実現可能であるのは小国であること、したがって行政記録活用に関する国民の合意形成ができるためであると思われる。

オランダでは行政記録の段階で十分な情報が入手でき、さらに北欧では個人も含めた行政記録を自在につないでいる。こうした高い水準の行政記録情報の活用は、現在のわが国

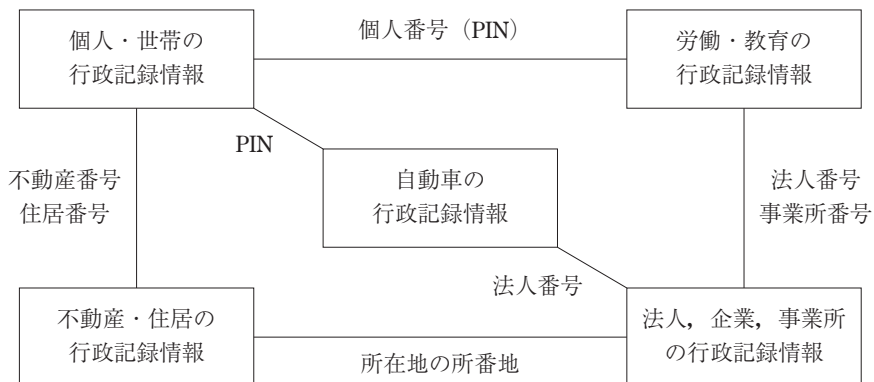


図1 スウェーデン統計局のレジスター・システムの概念図

出所) Anders Wallgren, Britt Wallgren [2007]. 訳は筆者による

では到底、実現可能な話ではなく、その意味ではあまり参考にならない。わが国でもおそらく実現可能な範囲内で、しかも進んでいるのはカナダやオーストラリアである。

カナダとオーストラリアのビジネスレジスターのベースとなっているのは、物品サービス税 (Goods and Service Tax, GST) の情報であり、これによって、コンタクト情報 (報告者との連絡のための情報) と売上高情報が入手できる。GST情報は速報性 (入手まで数カ月) があり、有用性が高い。これに対して法人税の情報は入手まで数年かかるという欠陥がある。さらに源泉徴収税 (Pay As You Earn, PAYE) の情報 (個別労働者ではなく、雇用主の記録) が加わることにより、従業員数の情報も入手できる。また両国では共通番号制度 (Unique Identification Number, UID, 直訳すれば「単一識別番号」) が導入されており、これによって異なる行政記録情報が確実に照合できる。

英国も、カナダとオーストラリアに類似しており、付加価値税 (VAT) と源泉徴収 (PAYE) の記録及び会社登記所 (Company House) の登記記録に基づいてビジネスレジスターが構築されている。だがカナダとオーストラリアと異なり、共通番号制度が無い。そのためVAT番号とPAYE番号の記録をつなぐための調査 (Business Register and Employment Survey, BRES) を実施しなければならない。2014年現在、わが国ではマイナンバー制度の導入が計画されており、将来は全ての事業者番号がつくものと考えられるが、全ての行政記録についてその番号が共通に適用されるまでは時間がかかるであろう。したがって、英国と同様に共通番号がないわが国にとって、英国のBRESの調査票は現在のわが国の母集団名簿の整備に大いに参考になる。実際、母集団名簿の整備のための照会業務の一環として実施された「企業組織構造の把握」では各事業者について商業・法人登

記番号、労働保険番号をきいているが、これは英国のBRESを参考にしたものである。

米国において付加価値税にあたるものは売上税 (Sales Tax) であるが、これに関する情報はビジネスレジスターの整備に活用されていない。売上税が連邦税でなく州税であり、かつニューハンプシャー州など導入していない州もあること、そのためカバレッジに問題があるためであろうと推察される。またカナダ及びオーストラリア統計局によれば、法人税の情報は入手 (まで) に時間がかかるという欠陥があり、ビジネスレジスターにとってはあまり有用ではない。EU諸国では利用可能な付加価値税の情報が入手できないことが、米国センサス局のビジネスレジスターが経済センサスに大きく依存する原因の1つと考えられる。もう1つの理由は産業統計が企業ベースであるEU諸国と異なり、事業所 (establishment) をベースにしているためであろう。ちなみに米国は登記情報を用いないという点でも特異であるが、これは納税者番号の登録があり、これを活用していると考えられる。

ドイツは他のEU諸国と同様に付加価値税情報をベースにビジネスレジスターを構築している。だがドイツは各州の権限が強く、連邦全体のビジネスレジスター構築はあまり進んでいない。ドイツは企業の統計調査への協力度がまだ高いためか、行政記録情報の活用及びビジネスレジスターへの取り組みにあまり熱心ではないとの印象を受けた。さらには国民一般にとってタブーなのであろうか、共通番号制度が無いなどの点がわが国と類似している。

ビジネスレジスターの構築が進まないのは旧枢軸国 (日独伊) の特徴かと当初思われたが、2013年9月の調査で、意外にもイタリアのレジスターは欧州の中でもかなり進んでいることが判明した。共通番号制度もあり、かつ付加価値税の情報など、さまざまな行政

記録を活用してビジネスレジスターを構築している。近年まで経済センサスを実施していたが、行政記録情報が十分な精度があるか、慎重に検討した上で、今後は経済センサスを実施しないことを決めた。最近では労働者の労働保険情報の勤務先情報を、ビジネスレジスターの企業・事業所の所在地情報と照合している。これは企業・事業所で現実に働いているが、既存の行政記録から漏れている労働者を把握する試みである。この点でイタリアは北欧諸国と同じくらい進んでいる。

3. 統計単位

企業構造を解明することによって、行政記録単位と統計単位をつなぐのがプロファイルングであるが、そもそも「統計単位」とは何か。わが国の統計単位は「事業所」と「企業」であるが、国連統計部による統計単位の分類(表1)に従えばわが国の「事業所」は establishment ではなく local unit であり、「企業」は enterprise ではなく legal unit (法的単位)³ である。

それでは establishment, enterprise とは何であろうか。establishment とは local Kind of Activity Unit (local KAU) と呼ばれ、わが国の産業連関表の「アクティビティ」に近い

概念である。わが国の事業所を establishment と訳すのは(現在では)誤訳である。ややこしいことだが、事業所統計調査が開始された1947年の時点では、わが国の事業所の定義は establishment で合っていた。これは日本標準産業分類の事業所の定義が米国のそれに準拠したからである。ちなみに現在でも米国の establishment の定義は表1の通り、「ほぼ1つの活動を1カ所で実施」(Near one single activity, one single location) である。

わが国で事業所の定義が「ほぼ1つの活動を1カ所で実施」から「1つ以上の活動を1カ所で実施」に変更されたのは、日本標準産業分類第4回改定(1957年)である。昭和24年(1949年)工業統計調査の「記入上の注意」には「同じ区画内の二つ以上の作業所が賃金、原材料および生産品等の台帳を異にしているために別々の調査票を提出する場合には、大阪製鋼所製鋼部、大阪製鋼所機械部というように部門の名を用いて記入すること」となっている。さらに昭和29(1954)年から昭和32(1957)年までは「同一工場を2以上の事業所に分割して別々に申告する場合は、それぞれの部門名等を記入してください」となっている。この記述が工業統計調査の「記入上の注意」から消えたのが昭和

表1 国連統計部による統計単位の分類

活動数 区画数	1カ所以上 One or more locations	1カ所 One single location
1つ以上の活動 One or more activities	Enterprise group Enterprise Institutional unit	Local unit <日本の「事業所」>
ほぼ1つの活動 Near one single activity	Kind-of-Activity Unit (KAU)	Establishment (local KAU) <欧米諸国の「事業所」>
1つの活動 One single activity	Unit of Homogeneous Production (UHP)	Local UHP

出所) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistical Divisions [2007], p.15, Table 1.
日本語の箇所は筆者による

³ 法人とは限らない。個人も法的な単位である。

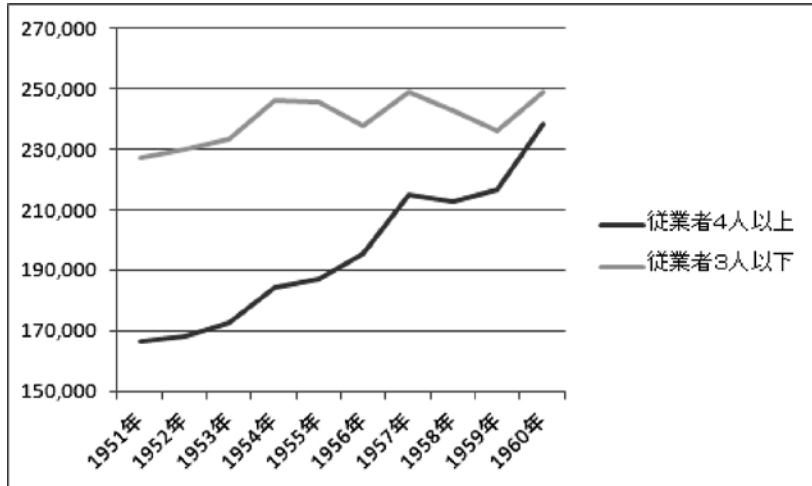


図2 工業統計表の事業所数の推移

33 (1958) 年である。図2を見ると工業統計表の事業所数が1957年から1958年にかけて減少しているのは、1957年の事業所の定義の変更を反映していると考えられる。

ところでenterpriseを通常、わが国では「企業」と訳す。だが、EUROSTAT (欧州統計局) の定義⁴によれば①「法的単位の最小の組み合わせ」(the smallest combination of legal units), かつ②「財・サービスを生産する組織単位」(an organizational unit producing goods or services), かつ③「とりわけ現在保有している資源の割り当てにおいて、ある程度の自律性に基づいた意思決定を行うことによって利益を得ており」(benefits from a certain degree of autonomy in decision-making, especially for the allocation of its current resources), かつ④「1カ所以上の場所で1つ以上の活動を行っている」(carries out one or more activities in one or more location) 単位を指す。これを「企業」と訳すのは誤解を招く元になるであろう。上記の中の要件①からenterpriseを「企業集団」と訳したくなるが、

わが国の「企業集団」は国際的にはenterprise groupにあたり、これは同一所有下の法的単位の集合を指す。ちなみに同一所有下の企業集団のうち、国境で区切られた国内の企業だけの集合であれば「切断された企業集団」(Truncated Enterprise Group, TEG) と呼ぶ。Truncatedとは「国境で切断された」という意味である。

以上の説明だけではenterpriseのイメージが湧きにくいであろうから、フランスのプジョー・グループの事例を紹介する⁵。まず1990年代末、再編成前のプジョー・グループは図3のようになっていた。2つの団体(法的単位)であるプジョー自動車とシトロエン自動車はどちらも自動車を生産していた。工場は法的単位ではなく、賃金・給与は2つの団体(プジョー自動車、シトロエン自動車)それぞれから支払われていた。

再編成後のプジョー・グループは図4のようになった。フランス国内の生産単位、すなわち自動車工場では自動車が生産される。だが、各生産単位(工場)の賃金・給与はUnit

⁴ Council Regulation (EEC) No 696/93 of 15 March 1993

⁵ この事例はフランス統計局INSEE、フィリップ・ブライオン (Phillipe Brion) 氏提供資料に基づいている。

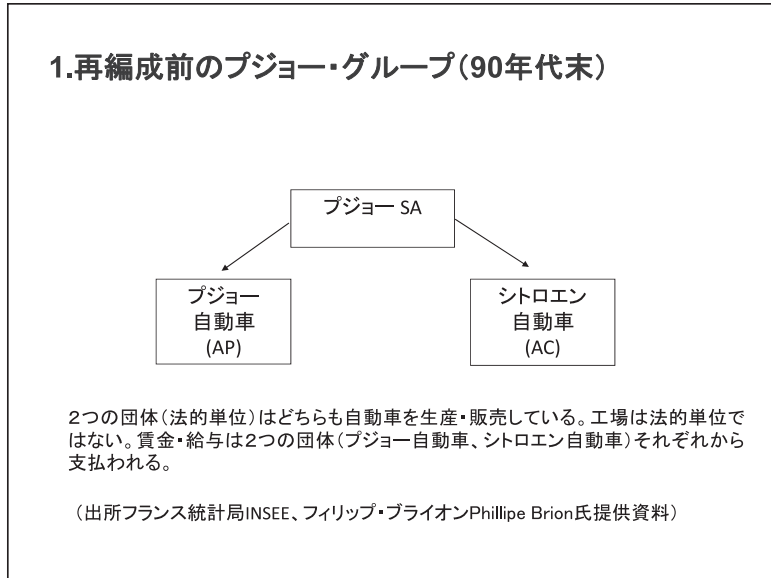


図3 再編成前のプジョー・グループ

PSAより支払われる。したがって、工場における賃金・給与支払額はゼロである。生産された自動車は各生産単位(工場)からいったんUnit PSAに出荷され、さらにUnit PSAから販売会社(プジョー自動車、シトロエン自動車)に出荷されて、最終的に販売会社から販売される。したがって、単純に出荷、売上、販売を合計すると以前の3倍になる。こうなると従来の統計単位の考え方である法的単位に基づいて調査するやり方では訳が分からなくなる。そこでフランス統計局が考えたのは「enterprise」という単位を創設し、括ってしまうことであった。このとき研究開発単位の扱いが問題になったが、この研究開発単位は外部からの委託研究開発がない(研究開発サービスをこの集団以外には提供していない)ことから、enterpriseに含めることになった。ちなみにenterprise groupとしてのプジョーはもっと多くの会社が含まれており、その部分集合がenterpriseとしてのプジョー・グループである。このように統計単位を企業活動の実態にあわせて変えていくという発想は、わが国ではあまり聞かないが、

無理なくかつ必要な情報を統計調査で入手する一つの有効な方法であろう。

ところで統計単位の定義は国間でかなりばらつきがある。EU諸国の間でさえenterpriseの定義・概念を巡る議論が決着しているわけでもない。行政制度は各国間で互いに異なっているから、その運用に伴って記録された行政記録情報も、そしてプロファイリング作業も互いに異なるものとなる。いくら理想的な定義を設定しても、現実には違ってきってしまう。だから表1は国間で異なる統計単位の国連統計部による「分類」なのである。

4. プロファイリング

行政記録単位と統計単位をつなぐ現状確認のための作業が「プロファイリング」(profiling)である。この作業はさまざまな方法で実施される。カナダのように電話やインターネットによる情報収集を行うケースもあれば、米国のように企業組織調査(Company Organization Survey: COS)を実施するもの、英国のようにその混合型(Business Register and Employment Survey: BRESとプロファ

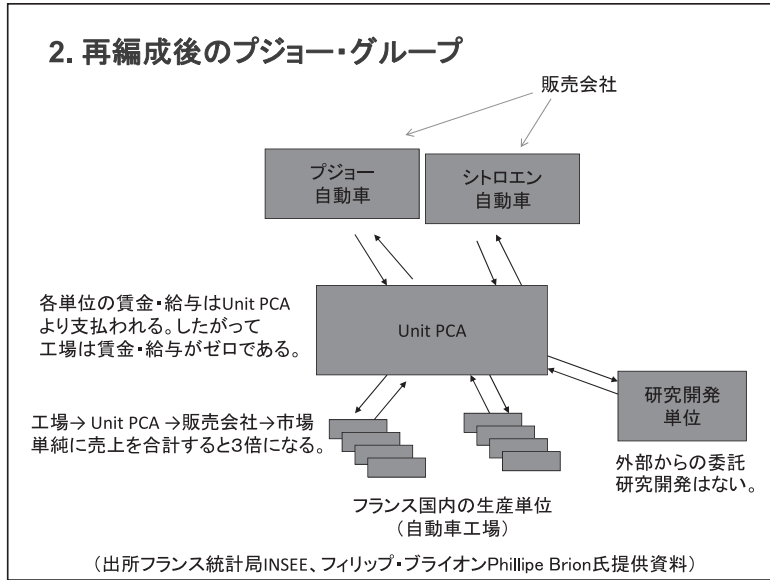


図4 再編成後のプジョー・グループ

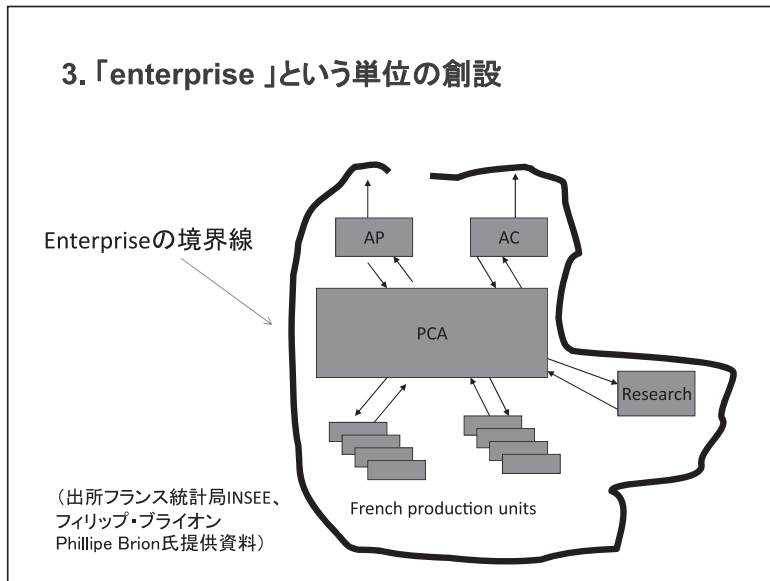


図5 「enterprise」という単位の創設

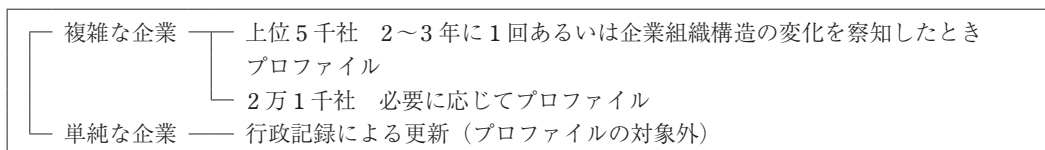


図6 カナダ統計局のプロファイリング頻度

イリグの組み合わせ)など実にさまざまである。

これは各国統計局が入手できる行政記録情報の内容と品質が異なることや予算制約による。ちなみに各国統計局はすべての対象を調査するわけではない。予算に応じて調査できる企業数が決まる。そこで各国とも、まずは「複雑」(complex)な企業を定義し、優先順位を決めて調査を行っている。カナダ統計局の場合であれば、複雑な企業であるか否かは、複数の法的主体から構成されているか、複数の事業主体から構成されているか、複数の産業分類にまたがっているか、複数の州にまたがって事業活動を行っているか、連結決算を行っているかによって判断している。

カナダ統計局では企業規模に応じてプロファイリングのやり方を変えている⁶。複雑な企業2万6千社のうち、上位5千社については、プロフィールの頻度は2~3年に1回、あるいは企業組織構造の変化を察知したとき行われる。その他の2万1千社については、モニタリング(監視)がなされており、必要に応じて行われる。そこでは各種統計の母集団名簿(フレーム)専門官及び実査担当者との関与が大きい。単純な構造の企業(単純な構造の複数事業所企業及び単独事業所企業)については税務記録による更新が行われている。

5. レジスター統計

近年、ビジネスレジスターから作成される統計、すなわち「レジスター統計」(Register Based Statistics)に関する関心が高まっている。どの国も統計調査予算の削減を受けて、大規模な統計調査がやりづらくなり、ますます行政記録情報から作成した統計への依存度が高まっていることが背景にある。

米国センサス局では郡単位の事業所数と雇

用者数をまとめたCounty Business Pattern(直訳すれば「郡経済状況」)を毎年公表しており、これは地域分析に必須な資料となっている。英国統計局でも同様な資料としてUK Business(直訳すれば「英国企業統計」)がある。英国ではさらに企業の地域別・産業別の開業数・廃業数をまとめたUK Business Demography(直訳すれば「英国企業動態統計」)を公表しており、これは新規開業がどのような要因によって影響されるのかを経済・社会的に明らかにすることを目的とした起業家精神(entrepreneurships)の分析のために作成されている。

レジスター統計の長所は何と言っても「全数」である点にある。これは、標本誤差率が経済成長率より低くなければ標本調査は意味がないことから、経済成長率が低い先進国にとって重要である。また全数であれば、詳細な地域、産業の表章が可能である。

一方、その短所は、記録時点も、定義も、また品質も異なる多様な情報源からの情報から構成されていることである。また統計の性格が行政上の事情でしばしば変更される点も短所である。例えば税制が変われば、レジスター統計には必然的に断層が生ずる。ただし欧米諸国ではこうした短所を我慢しても、長所が短所を大きく上回ると考えられている。

6. おわりに

わが国のビジネスレジスターは、欧米諸国と比較すると、使用可能な行政記録情報の種類が未だ限定されていること、統計単位の設定を実態にあわせて変えるという発想がないこと、具体的なプロフィール方法が模索中であるという意味で発展途上である。

今後のわが国のビジネスレジスターのあり方を考える上で欧米諸国の経験は多いに参考

⁶ この内容はカナダ統計局(Statistics Canada)のタミー・フーグステイン(Tammy Hoogsteen)氏提供資料に基づいている。

になる。行政記録情報の活用が欧米諸国で多
に進んでいる状況を紹介することは、わが
国でそれを行政機関に働きかけ実現するた
めの有力な手段であろう。統計単位を柔軟に考
えるという発想は、無理なくかつ必要な情報
を統計調査で入手する一つの有効な方法であ
ろう。プロファイリングのさまざまな工夫の
事例が参考になるのは言うまでもない。

だが、欧米諸国においても、各国でのビジ

ネスレジスターの整備の内容や方法に相違が
あり、それは利用可能な行政記録情報の品質
や種類、その他に依存するものである。欧米
諸国と法律も制度も異なるわが国では、欧米
諸国と全く同じ内容や方法でビジネスレジ
スターの整備することはできないのであり、わ
が国の実態に合わせた内容や方法を自分達で
考えていく必要がある。

参考文献

- 森博美 (2012a) 「フィンランドのビジネス・レジスター」『オケーショナル・ペーパー』法政大学日
本統計研究所, 31号
- 森博美 (2012b) 「フランスのビジネス・レジスター」『オケーショナル・ペーパー』法政大学日本統
計研究所, 33号
- Anders Wallgren, Britt Wallgren [2007] *Register-based Statistics: Administrative Data for Statistical Purpos-
es*, John Wiley & Sons Ltd.
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistical Divisions [2007] *Statistical Units*,
United Nations, New York

編集委員会からのお知らせ
機関誌『統計学』の編集・発行について

編集委員会

1. 常時、投稿を受け付けます。
2. 次号以降の発行予定日は、
第107号：2014年9月30日、第108号：2015年3月31日です。
3. 投稿に際しては、「投稿規程」、「執筆要綱」、「査読要領」などをご熟読願います。
4. 原稿は編集委員長（下記メールアドレス）宛にお送り願います。
5. 原稿はPDF形式のファイルとして提出して下さい。また、紙媒体での提出も旧規程に準拠して受け付けます。紙媒体の送付先は編集委員長宛をお願いいたします。
6. 原則としてすべての投稿原稿が査読の対象となります。
7. 通常、査読から発刊までに要する期間は、査読が順調に進んだ場合でも2ヶ月間程を要します。投稿にあたっては十分に留意して下さい。

編集委員会、投稿応募についての問い合わせは、
下記メールアドレス宛に連絡下さい。
また、編集委員長へのメールアドレスも下記になります。

editorial@jsest.jp

編集委員長 岡部純一（横浜国立大学）

副委員長 長澤重克（立命館大学）

編集委員

栗原由紀子（弘前大学）

橋本貴彦（立命館大学）

山田 満（関東支部所属）

[注記] 2013年度より編集体制の見直しとして、第一次査読を従来のように支部選出委員が担当するのではなく、編集委員会全体で担当するように方針を変更しています。『統計学』の定期刊行にも力点をおく所存です。常時、投稿を受け付けていますので、できるかぎり早期のご投稿をお願いいたします。

経済統計学会

以上

編集後記

研究成果をご投稿いただいた執筆者のみなさん、査読に関わってくださった会員のみなさんに対し心より御礼申し上げます。「論文不正」をめぐるスキャンダルがマスメディア等を賑わす昨今ですが、まずは新しい研究内容や大胆な発想を産み出す労苦を正當に評価できる学術誌を目指したいものです。ミスや失敗をおそれずに挑戦する若手研究者の研究をむしろ応援しています。

（岡部純一 記）

執筆者紹介 (掲載順)

上 藤 一 郎 (静岡大学人文社会科学部)
岡 野 光 洋 (一般財団法人アジア太平洋研究所研究員)
菅 幹 雄 (法政大学経済学部)

支 部 名

事 務 局

北 海 道	004-0042	札幌市厚別区大谷地西 2-3-1 北星学園大学経済学部 (011-891-2731)	古 谷 次 郎
東 北	986-8580	石巻市南境新水戸 1 石巻専修大学経営学部 (0225-22-7711)	深 川 通 寛
関 東	192-0393	八王子市東中野 742-1 中央大学経済学部 (042-674-3424)	芳 賀 寛
関 西	525-8577	草津市野路東 1-1-1 立命館大学経営学部 (077-561-4631)	田 中 力
九 州	870-1192	大分市大字旦野原 700 大分大学経済学部 (097-554-7706)	西 村 善 博

編 集 委 員

金子治平 (関 西) [長] 西村善博 (九 州) [副]
山田 満 (関 東) 橋本貴彦 (関 西)
栗原由紀子 (関 東)

統 計 学 No.106

2014年3月31日 発行	発行所	経 済 統 計 学 会 〒194-0298 東京都町田市相原町4342 法政大学日本統計研究所内 TEL 042(783)2325 FAX 042(783)2332 http://www.jsest.jp/
	発行人	代表者 森 博 美
	発売所	音羽リスマチック株式会社 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9 TEL/FAX 03(3945)3227 E-mail: otorisu@jupiter.ocn.ne.jp 代表者 遠 藤 誠

STATISTICS

No. 106

2014 March

Articles

A Study of New CPI focused on Livelihood Assistance Household
by Ministry of Health, Labour and Welfare

..... Ichiro UWAFUJI (1)

Note

Exchange Rate and Japanese Monetary Policy in the 1980s/90s
— A VECM Approach With Long Run Restriction —

..... Mitsuhiro OKANO (17)

The Current Situation of Business Register in European countries, U.S.A and Canada

..... Mikio SUGA (29)

Activities of the Society

Activities in the Branches of the *Society* (38)

Prospects for the Contribution to the Statistics (42)

JAPAN SOCIETY OF ECONOMIC STATISTICS
